

1. 学校や保育所等で負傷した場合の受診の方法について

Q 1 「学校や保育所等で負傷した場合」とはどのような場合ですか。

A 1 次の①～⑤の場合です。

- ① 授業中 … 〈例〉各教科中（保育中）、遠足、運動会、修学旅行
- ② 学校の教育計画に基づく課外授業中 … 〈例〉部活動、林間学校
- ③ 休憩時間及び学校の定めた特定時間中 … 〈例〉昼休み、放課後
- ④ 通常の経路による通学（通所）中
- ⑤ その他 … 〈例〉寄宿舍にあるとき、学校外で授業等が行われるとき、その場所への合理的な経路及び方法での往復中

Q 2 学校や保育所等で負傷した場合は精華町の医療費助成の受給者証は使えますか。

A 2 学校や保育所等での負傷・疾病には、原則精華町が発行している医療費受給者証は負傷の程度や医療費の大小にかかわらず、使えません。

医療費助成制度を使用すると、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の申請ができませんのでご注意ください。

保護者は、最初の診療時に学校や保育所等での負傷・疾病であることを申し出、健康保険の負担割合である医療費の3割（就学前の乳幼児は2割）をいったん医療機関にお支払いください。

帰宅後に受診する場合も、医療費助成制度を使わないようご注意ください。

＜医療機関のみなさまへ（お願い）＞

子どもが診療した際、学校や保育所等での負傷・疾病でないかどうか、保護者にご確認いただきますようお願いいたします。また、医療費助成の受給者証を使用して支払うと、後日、健康保険の負担割合（医療費の3割もしくは2割）に変更できないことを、保護者にお伝えいただきますようお願いいたします。

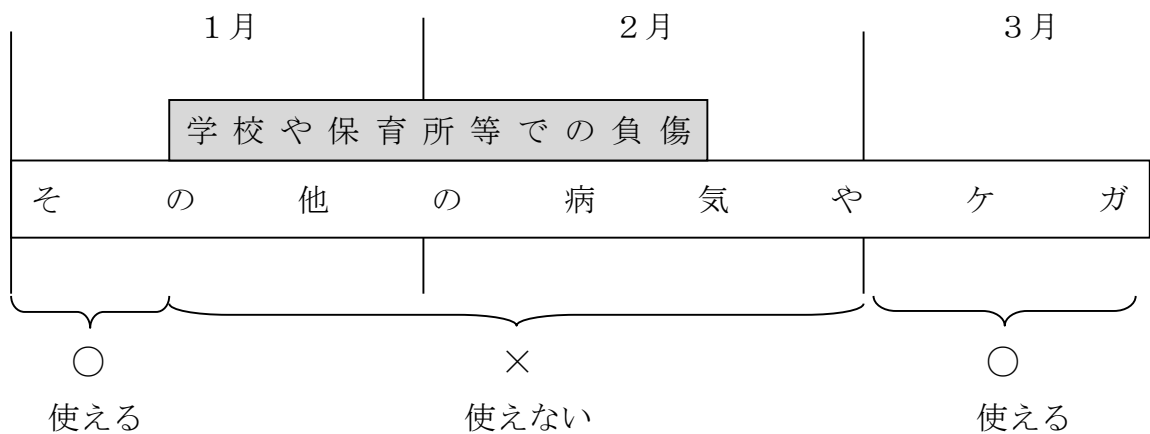
Q 3 学校や保育所等での負傷以外で精華町の医療費助成の受給者証を使って治療した後、「学校や保育所等での負傷」で治療する（診察を受ける）場合は受給者証は使えますか。

A 3 「学校や保育所等での負傷」と、その他の病気やケガで同時に治療する場合は次のように取り扱います。

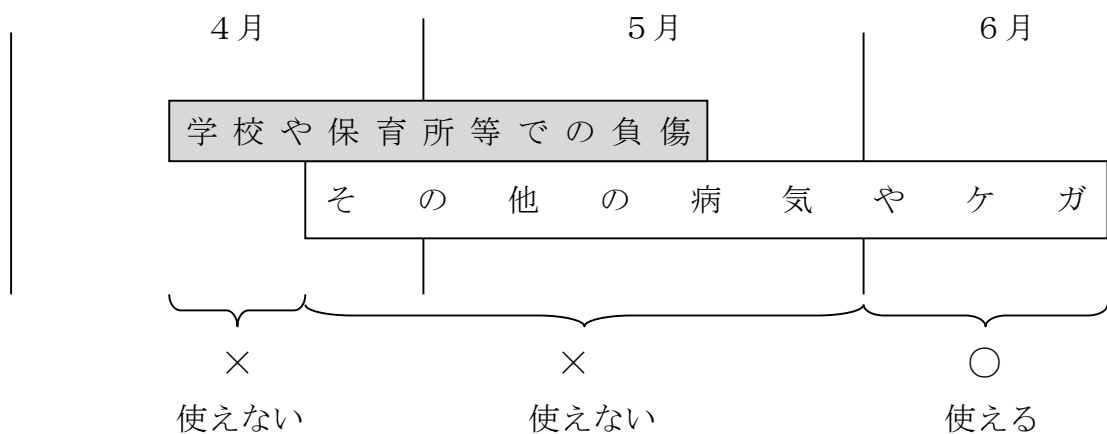
○＝精華町の医療費助成の受給者証が使えます。

×＝精華町の医療費助成の受給者証が使えません。

（１）先に学校や保育所等での負傷以外で治療している場合



（２）先に学校や保育所等での負傷で治療している場合



Q 4 どういった医療費の助成の受給者証が使えないのですか。

A 4 次の①～④の精華町の実施している医療費助成制度（受給者証）は使えません。

- ①福祉医療費受給者証（障害）
- ②福祉医療費受給者証（ひとり親）
- ③京都子育て支援医療費受給者証（白色）
- ④京都子育て支援医療費受給者証（さくら色）

Q 5 学校や保育所等で負傷（ケガ）した場合、なぜ受給者証が使えないのですか。

A 5 精華町では、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の手続きを優先しますので使えません。「災害共済給付制度」へケガが治癒（負傷が完治する）までにかかった治療費の10分の4の金額を、学校もしくは保育所等から日本スポーツ振興センターに請求します。

Q 6 生活保護を受けている児童はどうなるのですか。

A 6 「医療券」や「調剤券」を使用します。生活保護法による医療扶助（法別番号12）の取り扱いが優先されます。
日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は利用できません。

Q 7 児童養護施設入所の児童はどうなるのですか。

A 7 「受診証」を使用します。児童入所施設における医療費公費負担制度（法別番号53）の取り扱いが優先されるので使えません。

しかし、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」については、ケガが治癒（負傷が完全に治る）までにかかった医療費が500点以上の場合は、治療費の10分の1の見舞金の請求はできます。

Q 8 学校や保育所等での負傷・疾病にもかかわらず、医療費受給者証を使って支払った場合、後から医療費受給者証を使わない（医療費の3割（2割）の支払い）に変更できますか。

A 8 変更できません。

学校や保育所等での負傷・疾病にもかかわらず、医療費受給者証を使用して支払うと、後から医療費受給者証を使わない（医療費の3割（就学前の乳幼児は2割））に変更はできません。

最初の診療時から、学校や保育所等での負傷・疾病であることを必ず申し出て、医療費の3割（就学前の乳幼児は2割）を支払ってください。

医療費受給者証を使用すると、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は申請ができません。後から変更もできませんので、ご注意ください。

2. 学校や保育所等で負傷した場合の治療費について

Q 8 ケガの治療にかかる医療費はどのくらいですか。

A 8 次の金額を一般的なケガの治療費の目安としてください。

(例) 整形外科の場合

1. 打撲、ねんざなど = 700 点～800 点 (7,000 円～8,000 円)
→自己負担割合が 3 割の場合、2,100 円～2,400 円
2. 骨のひび、靱帯損傷など = 1,200 点～1,400 点 (12,000 円～14,000 円)
→自己負担割合が 3 割の場合、3,600 円～4,200 円
3. 骨折 = 2,800 点～3,200 点 (28,000 円～32,000 円)
→自己負担割合が 3 割の場合、8,400 円～9,600 円

※上の金額は 1 箇所ケガをした場合の治療にかかる金額です。2 箇所以上のケガを治療する場合や、ケガをした部位によっては金額が変わります。

Q 9 治癒(負傷が完全に治る)するまでの治療にかかった医療費が、500 点(5,000 円)未満の場合はどうするのですか。

〈例〉自己負担割合が 3 割の場合、医療費 500 点で保護者負担は 1,500 円です。

- (1) 精華町の医療費助成の受給者証は使えますか。
- (2) 保護者が負担する金額はどうなるのですか。

A 9 (1) 「学校や保育所等での負傷・疾病」であれば、精華町の医療費助成の受給者証は使えません。

- (2) 保護者は医療費の 3 割(就学前の乳幼児は 2 割)の支払いが必要です。
支払った金額は精華町役場国保医療課へ次の①、②を提出すると、保護者負担分から助成金の自己負担額(子育て支援医療であれば 200 円)を差し引いて、助成金が支給されます。

①領収書

②助成金支給申請書

Q10 「学校や保育所等での負傷・疾病」とその他の病気やケガを同時に治療する（診察を受ける）場合はどうするのですか。

(1) 精華町の医療費助成の受給者証は使えますか。

(2) 保護者が負担する金額はどうなるのですか。

A10 (1) 「学校や保育所等での負傷・疾病」が含まれる場合は、精華町の医療費助成の受給者証は使えません。

(2) 保護者は医療費の3割（就学前の乳幼児は2割）の支払いが必要です。その後、次のア、イの手続きをします。

(ア) 通学、通所している学校、保育所等を通じて日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の申請をし、「学校や保育所等での負傷・疾病」の治療にかかった医療費の10分の4の給付金（治療にかかった自己負担額と見舞金相当の合計額）と、給付金決定通知を受けとります。

(イ) 給付金が支給された後、精華町役場国保医療課へ次の①～③を提出すると助成金が支給されます。

①領収書

②助成金支給申請書

③給付金決定通知

※助成金は治療にかかった金額から日本スポーツ振興センターより給付された金額を差し引いて支給されます。

(例) 全部で5,000円の治療費を支払い、日本スポーツ振興センターから3,000円の給付金（医療費の10分の3）と1,000円の見舞金（同10分の1）を受け取った場合。

◎京都子育て支援医療費受給者証の交付を受けている場合、

5,000円（支払った治療費）

－3,000円（給付金）

）－200円（医療費助成の自己負担金額）

＝ 1,800円 ← 役場から支払われる助成金

Q11 Q9のように同時に治療する場合で、医療費が500点未満の場合はどうするのですか。

(1) 精華町の医療費助成の受給者証は使えますか。

(2) 保護者が負担する金額はどうなるのですか。

A11 (1) 「学校や保育所等での負傷・疾病」が含まれる場合であれば、精華町の医療費助成制度の受給者証は使えません。

(2) 保護者は医療費の3割（就学前の乳幼児は2割）の支払いが必要です。
支払った金額は精華町役場国保医療課へ次の①、②を提出すると助成金が支給されます。

①領収書

②助成金支給申請書

※医療費が500点未満の場合は精華町役場国保医療課へ、助成金の申請のみ行います。

3. 日本スポーツ振興センターへの申請について

Q12 治癒するまでの治療に3か月かかり、その医療費の総額が500点を超えるような場合は給付されますか。

A12 数か月間かかった場合でも、1か月ごとの医療点数ではなく、「初めての受診から完全に治るまで」にかかった医療費が合計500点以上であれば給付の対象になります。

Q13 2箇所の医療機関を受診（転院）し、それぞれの医療費の合計が500点を超えた場合は給付されますか。

A13 複数の医療機関にかかった場合でも、全体の医療費の合計が500点以上であれば給付の対象になります。

Q14 Q12、Q13のような場合、医療等の状況へはどのように記入しますか。

A14 医療等の状況への記入は、数か月にわたって治療した場合は1か月ごとに1枚の記入が必要です。

また、複数の医療機関にかかった場合は医療機関ごとに1枚の記入が必要です。

Q15 「学校や保育所等での負傷・疾病」とその他の病気やケガを同時に治療する（診察を受ける）場合、医療等の状況へはどのように記入しますか。

A15 医療等の状況への記入は、学校や保育所等での負傷・疾病にかかる医療点数分のみを記入します。

4. 精華町役場国保医療課への手続きの方法について

Q16 「学校や保育所等での負傷・疾病」とその他の病気やケガを同時に治療する場合、どのように手続きしますか。

A16 保護者は最初に、学校や保育所等を通じて、日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の申請をし、「学校や保育所等での負傷」の治療にかかった医療費の10分の4の給付（給付金10分の3と、見舞金相当10分の1）と、給付金決定通知を受け取ります。

次に、精華町役場国保医療課へ次の①～③を提出すると助成金が支給されます。

①領収書

②助成金支給申請書

③給付金決定通知

※給付金の金額をもって日本スポーツ振興センターより給付された金額を確認し、その金額を差し引いて助成金が支給されます。

Q17 医療費が500点（5,000円）未満の場合で、治療を受けた病院は1箇所ですが、治癒するまでの治療に数か月かった場合、助成金はどのように計算されますか。

A17 助成金は1か月ごとに負担した医療費から計算して支給します。

保護者は、京都子育て支援医療費受給者証の交付を受けている場合、1か月1医療機関等ごとに200円を負担し、それを超える額が助成金として支給されます。

（福祉医療費受給者証（障）、福祉医療費受給者証（親）の交付を受けている場合は、全額助成金として支給されます。）

（例）X月に500円、Y月に900円を治療費を支払った場合

→X月は500円－200円＝300円、Y月は900円－200円＝700円の計算で、合計1,000円の助成金が支給されます。

Q18 医療費が500点（5,000円）未満の場合で、2箇所の医療機関を受診（転院）した場合、助成金はどのように計算されますか。

A18 助成金は医療機関ごとに負担した医療費から計算して支給します。

保護者は、京都子育て支援医療費受給者証の交付を受けている場合、1か月1医療機関等ごとに200円を負担し、それを超える額が助成金として支給されます。

（福祉医療費受給者証（障）、福祉医療費受給者証（親）の交付を受けている場合は、全額助成金として支給されます。）

（例）F病院で500円、G病院で900円を治療費として負担した場合

→F病院は $500円 - 200円 = 300円$ 、G病院は $900円 - 200円 = 700円$ の計算で、合計1,000円の助成金が支給されます。

5. 問い合わせ先

◎内容について、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

精華町役場 国保医療課 医療係（医療費助成制度担当）
電話 0774-95-1929（直通）

学校教育課 学校教育係（精華町立小中学校の災害共済
給付担当）
電話 0774-95-1906（直通）

精華町立いけたに保育所（精華町内5保育所の災害共済
給付担当）
電話 0774-72-3530